

議案第43号

逗子市個人情報保護条例の一部改正について

逗子市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月4日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市個人情報保護条例の一部を改正する条例

逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「個人情報」の次に「又は個人情報に該当しない特定個人情報」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報であつて、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得して当該実施機関が現に保存又は保管しているものをいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条第1項中「個人情報」を「個人情報(特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。)」に改める。

第10条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、第8条第1項の規定により明確にされた収集目的以外の目的に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難

であるときは、収集目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条第1項中「個人情報」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条から第29条までにおいて同じ。）」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 前2号にかかわらず、特定個人情報にあつては、本人の委任による代理人又は未成年者本人の同意がない法定代理人

第16条の2第1項中「個人情報が記録」を「情報が記録」に改め、「開示の請求に係る個人情報」を「、当該第三者に関する情報」に改める。

第22条第2項中「当該訂正の請求をした者」を「当該訂正の請求をした者（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）」に改める。

第23条第1項を次のように改める。

何人も、実施機関の保有する自己を本人とする個人情報（情報提供等記録を除く。）が第10条第1項、第10条の2及び第10条の3に規定する制限を超えて利用若しくは提供され、又はされようとしているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているときは、当該個人情報の利用又は提供の中止を請求することができる。

第25条第1項を次のように改める。

何人も、実施機関の保有する自己を本人とする個人情報（情報提供等記録を除く。）が第6条に規定する取扱いの制限を超えて取り扱われ、第8条第1項、第2項若しくは第3項に規定する制限を超えて収集され、又は第9条に規定する制限を超えて保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該個人情報の削除を請求することができる。

第28条第2項中「この条例により付与された権限に属する事項」の次に「及び番号法第27条第1項の規定による特定個人情報保護評価の実施に関する事項」を加える。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報の開示にあつては、特定個人情報を除くものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が公布されたこと等を受け、改正の要あるため提案する。